

G、異様ナル服装ヲ爲シタル者

D、武器兇器ヲ携帯シタル者

ヘ、行列ノ途中及集合所解散地ニ於テハ一切ノ印刷物ヲ頒布セザルコト

三、部隊編成及行列

イ、行列隊伍ハ四列縦隊トシ二十五位（百名）以下ヲ以テ一組トスルコト

行進中ハ各組間三間以上ノ距離ヲ保持スルコト

ロ、相當數ノ組ヲ以テ全隊ヲ數部隊ニ分列シ各部隊間三十間以上ノ距離ヲ保持スルコト

但シ部隊數ハ豫メ當廳ノ承認ヲ受クルコト

ハ、隊伍ハ集合所ニ於テ編成シ解散地ニ至ル迄亂サマルコト

ニ、行列中ハ濫リニ駐足又ハ停止セザルコト

ホ、何人ト雖モ途中ニ於テ參加スルコトヲ許サズ

ヘ、本運動中其目的意外ノ行動ニ出デントスル虞レアル者ニ對シテハ之ガ參加ヲ禁ジ若クハ除外ヲ命ズル場合アルベシ

三、部隊責任者

イ、本運動ニハ總指揮者ヲ定メ一切ノ責ニ任ズルコト

ロ、總指揮者ハ出發前一般參加者ニ對シ當廳ノ注意制限事項ヲ徹底セシメ置クコト

ハ、各部隊ニハ部隊責任者ヲ置キ所屬部隊ノ責ニ任ズルコト

ニ、各組ニハ監督者貳名以上ヲ附シ所屬部隊ニ關スル責ニ任ズルコト

ホ、總指揮者及部隊責任者ハ夫々白地ニ總指揮者又ハ第何部隊指揮者ト墨書セル肩章ヲ佩用スルコト

ヘ、組監督者ハ白地ニ所屬組合名ヲ墨書セル腕章ヲ佩用スルコト

ト、以上ノ外連絡委員長一名及各部隊ニ連絡委員二名ヲ認ム  
連絡委員長及連絡委員ハ所屬組合名及連絡委員タルコトヲ